

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業
(民間団体経由) 実施要領

制定 令和5年3月29日 4新食第2838号
農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 通知

第1 趣旨

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業(民間団体経由)(以下「本事業」という。)の実施については、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金(民間団体経由)交付等要綱(令和5年3月29日付け4新食第2663号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 補助事業者等

1 補助事業者

補助事業者は、別表の区分の2の補助事業者等欄に掲げる民間団体等から、公募により選定された者とする。なお、補助事業者は、別表の区分の1を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)となることはできない。

2 間接補助事業者

間接補助事業者は、別表の区分の1の補助事業者等欄に掲げるフードバンク活動団体等であり、補助事業者が行う公募により選定された者とする。

第3 事業の内容等

1 フードバンク活動支援(別表の区分の1)

間接補助事業者が、設立間もないフードバンク活動団体の人材育成、生鮮食品の取扱量の拡大の取組等及び広域連携等の先進的取組を行う。

2 フードバンク活動支援の運営・管理(別表の区分の2)

間接補助事業者を選定するための本事業の周知、公募を実施するとともに、間接補助事業者の審査・選定、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。具体的には、以下の第1号から第4号のとおり。

(1) 事業の周知、公募、審査・選定

補助事業者は、本事業について広く周知し、間接補助事業者の公募を行い、申請された課題提案書等について、その内容が適切であるか等について審査の上、間接補助事業者を選定するものとする。審査・選定に際しては客観的、中立の立場で申請内容を審査するのに必要な知見を有する者を審査員とする選定審査委員会を設置して審査・採択を行うこと

とし、審査委員会には、農林水産省の職員を1名以上含めることとする。なお、公募の方法・時期・回数等については、公募要領を作成し、農林水産省と規定内容等を協議の上決定するものとする。

なお、補助事業者は、課題提案書等の審査結果について別記様式第1号により農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

（2）交付決定

補助事業者は、間接補助事業者に事業実施計画及び交付申請書を作成・提出させ、その内容が課題提案書等の内容と整合していることを確認の上、交付決定を行うものとする。

また、補助事業者は、交付決定後、補助金の交付状況について別記様式第2号により総括審議官に提出し、報告するものとする。

（3）実施結果報告、完了検査、額の確定

補助事業者は、間接補助事業者が事業を完了後、間接補助事業者に実施結果報告書を作成・提出させるとともに、完了検査を行い、補助金の額を確定し、確定額に基づき補助金の交付を行うものとする。

（4）事業の進捗管理、助言等

補助事業者は、間接補助事業者に対し、事業の進捗状況の把握等に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

進捗状況の管理に当たっては、補助金の交付等のスケジュール・間接補助事業者の事業の進捗状況等を整理した一覧表等を作成して行うこととし、当該一覧表等については、適時、農林水産省に共有することとする。

第4 補助対象経費等

1 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表の補助対象経費欄に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うこととする。

2 ただし、以下の経費については、本事業の補助の対象としない。

- （1）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- （2）国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- （3）当該補助金に係る消費税仕入控除税額

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

補助事業者は、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、要綱第6第1項の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更（要綱第13の軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。）又は中止若しくは廃止の承認申請に当たり、要綱第12の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。

2 実施規程の作成等

補助事業者は、本事業の実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式第4号により総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 採択基準及び交付の決定並びに補助金の額の確定等
- (4) 申請の取下げ
- (5) 事業実施計画の（変更）承認等
- (6) 補助金の支払い
- (7) 交付決定の取消し等
- (8) 補助金の経理及び補助事業者による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

3 事業の着手

- (1) 補助事業者による事業の実施については、要綱第8第1項の交付決定の通知後に着手するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定の通知を受ける前に交付対象事業を実施する必要がある場合、補助事業者はその理由を明記した別記様式第5号による交付決定前着手届を総括審議官に提出した上で事業に着手するものとする。この場合、交付決定前着手届は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから提出するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- (3) 前号の規定により交付決定の通知を受ける前に交付対象事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する交付対象事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担

となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

4 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、あらかじめ次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式第3号）の「別添1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより総括審議官にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

5 事業実施状況の報告

総括審議官は、必要に応じ、事業実施年度の途中において、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

6 事業実施結果の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに、事業実施結果に係る報告書を別記様式第3号の事業実施計画に準じて作成し、要綱第17の実績報告書に添付するものとする。

7 指導

- (1) 総括審議官は、第5項の事業実施状況の報告及び第6項の事業実施結果に係る報告書について、その内容を確認し、事業の成果目標に対して達成が困難と認める場合等には、補助事業者に対し必要な指導等を行うものとする。
- (2) 総括審議官は、前号のほか、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導等を行うことができるものとする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

第7 成果目標

本事業によりフードバンク活動団体のうちスタートアップ団体や広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援することにより、フードバンク活動等を通じた食品ロス削減を成果目標とする。

第8 収益納付

- 1 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して3年が経過する日までに事業実施によって、補助事業者又は間接補助事業

者に相当の収益が生じたときは、補助事業者は、要綱第23の規定に基づき、別記様式第6号により年間の収益の状況を、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告しなければならない。

なお、総括審議官は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 総括審議官は、補助事業者又は間接補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
- 3 納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第9 採択基準

- 1 本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
 - (3) 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (4) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
 - (5) 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第10 財産の管理等

補助事業者又は間接補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第11 守秘義務

- 1 補助事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むが

これらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 前項の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）においても有効とする。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者にも前2項の規定を遵守させなければならない。
- 4 第3第2項第1号の選定審査委員についても、上記第1項から第3項までの規定を準用する。

附 則

本要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者等	補助率	実施要件
1 フードバンク活動支援					
(1) スタートアップ支援事業	(1) 検討会の開催等 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、次のアからオまでの取組を行う。ただし、イからカまでの取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。 ア 検討会の開催 特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。 イ 研修会等の開催 食品関連事業者、フードバンク活動団体の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。 ウ 普及啓発の実施 フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。 エ 人材育成の実施 フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、先進フードバンク活動団体での現地研修の受講等の取組を行う。 オ 連携強化の実施 他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。 カ 報告書の作成 アからカまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。	事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とする。 ・ 人件費・賃金（注）、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、人材育成の実施に係る講習会受講費等（講習会受講料、研修指導者謝金、受講者旅費）、食品の受入れ・提供に伴い発生する事故に対する保険（食中毒事故に対する保障を含むものに限る。）にかかる保険料（以下、「損害賠償保険料」という。以下同じ。）、役務費、委託費	フードバンク活動団体（都道府県及び市区町村は除く。）又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって次に掲げる団体。 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって補助事業者が総括審議官と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。以下同じ。）なお、「特認団体」とは、以下の要件を全て満たす団体とする。 （1）主たる事務所の定めがあること。 （2）代表者の定めがあること。 （3）定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。 （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。	定額	事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備する団体であって、以下ア又はイのいずれかの要件を満たすフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会であること。 また、以下ウに掲げる事業において3回以上補助を受けたことのない団体であること。 加えて、区分に掲げる(2)の事業を実施する間接補助事業者でないこと。 ア 令和5年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないこと イ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画を有すること ウ 過去の類似事業 （ア）平成22年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） （イ）平成23年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） （ウ）平成24年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） （エ）平成25年度食品産業環境対策推進事業食品廃棄物等削減推進事業（フードバンク活動に係る事業） （オ）平成26年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業（フードバンク活動の支援に係る事業） （カ）平成27年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業 （キ）平成28年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業 （ク）平成29年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動の推進事業

	(2) 食品受入能力向上 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、運搬用車両、食品の保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫含む。）、入出庫管理機器等の賃借を行う。	・ 運搬用車両の賃借料（燃料を除く。） ・ 一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料 ・ 入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキヤナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。）	フードバンク活動団体（都道府県及び市区町村は除く。）又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。	1/2 以内	(ケ) 平成 30 年度持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (コ) 平成 31 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (サ) 令和 2 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (シ) 令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (ス) 令和 4 年度食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業
(2) 先進的 取 組 支 援 事業	食品の取扱量の拡大等の課題に対応する先進的な活動を行うフードバンク活動団体を拡大させるため、次のアからキまでのいずれか 1 つ又は複数の取組を行う。 ア 広域的な連携 フードバンク活動団体が、その所在する都道府県以外の地域の食品関連事業者及びこども食堂等と連携し、広域的に食品の受入れ・提供を行う。 イ プラットフォームの構築 民間団体等が、食品関連事業者から食品の寄附の相談を一括して受け付けるプラットフォームとなり、複数地域の多数のフードバンク活動団体と連携し、物流コスト等の観点で効率的な提供先を調整し、円滑に食品の受入れ・提供を行う。 ウ マッチングに特化した活動 フードバンク活動団体が、食品の輸配送・保管を自ら行うことなく、食品の寄附を行う食品関連事業者と、その食品を必要とするこども食堂等とのマッチングのための連絡・調整を行い、円滑に食品の受入れ・提供を行う。 エ 行政とのコーディネート フードバンク活動団体が、地方公共団体との連携強化により、継続的な食品の受入れや、食料の支援を必要とする者の情報の適切な把握等を行うこと等によりこども食堂等への食品の提供を行う。 オ 企業とのコーディネート フードバンク活動団体が、民間団体（食品提供元の食品関連事業者等及び需要地のこども食堂等を除く。）と連携して、食品の受入れ・提供を効率的・効果的に行う方法を構築した上で実施する。	事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とすることとし、間接補助事業者の主たる事業所が所在する都道府県及び市区町村以外の地域において事業の実施に必要な経費も含めることができるものとする。 ・ 活動経費 人件費・賃金（注）、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、損害賠償保険料、役務費、委託費 ・ 食品の一時保管用倉庫等の賃借料 運搬用車両の賃借料（燃料を除く。）、一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料、入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキヤナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。） ・ 食品の輸配送費 （ア）他者に対して車両単位で輸配送を依頼することにより行うもの （イ）小口配送便等により行うもの （ウ）事業実施者となるフードバンク活動団体の運営に携わる者が、自ら輸配送することにより行うもの（輸配送に伴う荷積み、荷卸し、倉庫の入出庫に係る業務に係る実働に応じた対価（注）及び燃料代（走行距離 1 キロメートルあたり 16 円に補助率を乗じた額を補助上限とする。）を含む。） なお、食品の輸配送費については、以下 (a) 又は (b) に該当するものとし、フードバンク活動団体から需要地に輸配送した後に、当該	事業内容に掲げるアからキまでのいずれかの取組を行うフードバンク活動団体（都道府県及び市区町村は除く。）又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって、イ又はキの取組を行う次に掲げる団体。 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、社会福祉法人、又は特認団体	1/2 以内	事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備すること。 区分に掲げる (1) の事業を実施する間接補助事業者でないこと。

	カ 農業者との連携 フードバンク活動団体が、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体と連携して、生産段階で発生する規格外を含む農林水産物を受入れ、こども食堂等に提供する。 キ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動 民間団体等が、複数の食品関連事業者と連携することにより、食品の品目や量の偏りの解消等に取り組みつつ食品の受入れを行い、こども食堂等のニーズに対応した食品の提供を行う。	需要地から別のこども食堂等へ輸配送する費用は補助対象外とする。 (a) 食品関連事業者等から事業実施者のフードバンク活動団体に輸配送するために必要な費用であって、フードバンク活動団体が支払うもの (b) 事業実施者のフードバンク活動団体から需要地（こども食堂等）に輸配送するために必要な費用であって、フードバンク活動団体が支払うもの ・ システム構築費 区分の(2)における事業内容のイの活動に必要な食品の提供者の提供情報と受入れ者の需要情報等を一元的に管理するシステムの構築（事業実施年度にその構築後の活用による食品提供の成果が認められる場合に限る。）に係るシステム設計費、補助賃金、マニュアル作成費			
2 フードバンク活動支援の運営・管理	事業の周知、公募、間接補助事業者の審査・選定、補助金の交付、事業の進捗管理等	人件費・賃金（注）、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、役務費、委託費	農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食品関連事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第4項に規定する食品関連事業者をいう。）の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、公社	定額	区分に掲げる1の事業を実施する間接補助事業者でないこと。

（注）補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づいて算出すること。

別記様式第1号（第3第2項第1号関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）
課題提案書等の審査結果の承認申請について

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）実施要領第3第2項
第1号の規定に基づき、別添のとおり課題提案書等の審査結果の承認を申請する。

（注）関係書類として、別添を添付すること。

(別添)

フードバンク活動支援の事業概要

間接補助事業者名	事業名	フードバンク活動支援の事業概要

注：申請された課題提案書等の写しを添付すること。

別記様式第2号（第3第2項第2号関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）
交付状況の報告について

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）実施要領第3第2項
第2号の規定に基づき、別添のとおり交付状況を報告する。

（注）関係書類として、別添を添付すること。

(別添)

フードバンク活動支援の交付状況

間接補助事業者名	事業名	交付決定額（円）

注：補助事業者から間接補助事業者に通知した交付決定通知書の写しを添付すること。

別記様式第3号（第5第1項関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）実施計画

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業の目的

(事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)

2 事業内容・実施方法

(取組内容や、事業の実施方法を具体的に記載してください。)

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 事業実施スケジュール

(事業のスケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

5 得られる成果

(事業の取組により得られる成果(直接的な成果・間接的な効果)について記載してください。)

6 事業成果・効果の検証方法

- (注) 1 関係書類として、「別添1 総括表」及び「別添2 経費内訳書」を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「1 事業の目的」とあるのは、「1 変更の理由」(中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」)と置き換え、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。
- 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を使用する場合には、実績を記載すること。
- 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添1 総括表

区分	補助事業に要する経費 (A) + (B)	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計					

(注) 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

別添 2 経費内訳書

区分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		経費の根拠
		国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)	
		円	円	
計				

(注) 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第4号（第5第2項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）
実施規程の承認申請（変更の承認申請）について

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）実施要領第5第2項
の規定に基づき、別添のとおり実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）関係書類として実施規程を添付すること。

別紙様式第5号（第5第3項第2号関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）
に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

事業内容	交付決定前に 着手する内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

- （注）
- 1 「事業費」欄は、全体事業費とする。
 - 2 事業内容には、別表の事業内容欄に記載の取組名を記入することとし、交付決定前に着手する内容については、別表の事業内容欄のうち、交付決定前に着手する取組内容について記入すること。

別記様式第6号（第8第1項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）
収益状況の報告について

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）実施要領第8の規定
に基づき、下記のとおり年間の収益の状況を報告する。

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 令和○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

（積算根拠）

（注） 1 収益計算書等を添付すること。